



簡易宿泊所と地域住民が一丸となった 防災行動で防災力向上



東京都 城北旅館組合
組合長 上野 雅宏

1 城北旅館組合とは

城北旅館組合は東京都荒川区南東部と台東区北東部にまたがる地域で約 120 軒の簡易宿泊所が加盟する組合です。この地域の旅館群は、江戸時代の奥州街道・日光街道一之宿である千住宿の拡大に伴い派生し、大川（隅田川）の荷役労働者や街道筋の馬喰、行商人や露天商などの宿として発展してきました。木賃宿と呼ばれていましたが明治期より警察の規制により都下では当地区の他、本所・深川・緑町・麻布・品川・四谷・新宿の 8 地域のみしか営業が許されませんでした。昭和初期に組合の発案により名称を木賃宿から簡易旅館へ変えました。戦後の高度経済成長期に建設ラッシュに対する労働力需要を賄うべく多くの日雇い労働者が流入し、当組合も最盛期を迎え、旅館軒数 200 軒超、宿泊者数 1 万 5 千人余を有するにいたりました。その後の社会情勢や労働環境の変化により、現在は前述の様に 120 軒、宿泊者 6 千人の規模になっております。

2 当地区の災害

「火事とけんかは江戸の華」と言われますが、新吉原にほど近いこの地域は多くの災禍に見舞われました。映画「吉原炎上」の題材にもなりました明治 44 年の吉原大火では吉原楼閣はもとより当地区もほぼ全焼しましたし、関東大震災（大正 12 年）や東京大空襲（昭和 20 年）でも焼失を免れませんでした。また、「浅草田圃」と呼

ばれる低湿地帯に位置する当地区は下水環境が整備されるまで、多くの浸水被害を受けました。現在でも木造家屋密集地域として東京都の発表する「地震における地域危険度（平成 30 年）」で建物倒壊危険度 7 位・火災危険度 11 位（全 5,177 町丁目中）の日本堤 1 丁目を含む危険度ランク 5 指定の地区を有しております。

このように多くの災害に見舞われた歴史のある当組合員には、おのずと高い防火・防災意識が刷り込まれていると考えております。120 軒の簡易宿泊所を擁する当組合において長年にわたり火災焼死者が出ていないのもそのためだと自負しております。

3 当組合の防火防災活動

城北旅館組合では長年、大多数の組合員・旅館支配人による合同防火訓練を年に 1 回行ってまいりました。当初は火災通報訓練や避難誘導訓練・初期消火訓練など、主に単体で発生する火災に対して、如何にして人命等を守るかを主眼に訓練を行ってきました。

しかし、2011 年（平成 23 年）の東日本大震災の発生を受けて、発災型防火防災訓練へとシフトしていきました。即ち、初期消火訓練・瓦礫からの救出訓練・心臓マッサージ及び A E D 使用救命訓練・起震車体験等です。特に、初期消火訓練ではそれまでの小型消火器での消火訓練に加えて、水道栓利用簡易型消火機材やスタンドパイプを使用して、より初期消火能力を向上させる訓練を行ってまいり



小型消火器での消火訓練



水道利用栓簡易型消火機材ハリアーを活用した訓練



スタンドパイプを用いた訓練

ました。当地区には公道上に道路清掃用の散水栓が110か所ほど有り、これを初期消火に有効活用すべきと考え台東区より10基の水道栓利用簡易型消火機材の貸与を受け、また、より強力なスタンドパイプを組合の自費で2基購入してそれぞれ拠点となる旅館に配置しました。

さらに地震等の大災害時には一業種の組合だけでは力不足と考え、平成24年からは近隣町会へもお声がけをして合同の防災訓練を実施してまいりました。

4 地域住民（町会）との連携の必要性

平成27年5月神奈川県川崎市で起きた簡易宿泊所の火災において多数の死傷者が発生したことは組合員に大きなショッ

クを与えました。震災などの大規模災害はもとより、この様な大きな火災での被災者の判定や救護には近隣住民との連携・協力が不可欠であると考え、平成27年8月に日本堤一丁目中央町会・日本堤二丁目東町会・浅草町一町会・浅草町二町会・浅草東清町会・清川町会の6町会と災害時応援協定を締結しました。この協定締結以降、町会との親睦を深め、近隣住民と密着した防火防災対策を継続して行っております。

5 その効果

城北旅館組合は、組合員はもとより宿泊者に対しても「たばこの不始末」や「放火を招きかねないゴミ袋の放置」をしないよう呼びかけるなど指導を地道に行っております。また、組合と町会のそれぞれの訓練に相互に参加することにより、お互いの顔が知れ、高い防災意識を持ち続けることに繋がっていると考えます。その結果として長きにわたり組合員の簡易宿泊所施設での焼死者ゼロを達成してきたものと考えます。